

19年度新エネ工第0704001号

平成19年7月6日

岐阜県

知事 古田 肇 殿

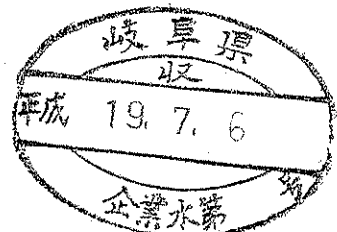
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

理事長 牧野 力



平成19年度地域新エネルギー等導入促進対策費補助金交付決定通知書

平成19年5月7日付け水企第29号をもって申請があった平成19年度地域新エネルギー等導入促進対策費補助金については、地域新エネルギー等導入促進対策費補助金交付規程第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。



記

1. 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、平成19年5月7日付け水企第29号をもって申請があった平成19年度地域新エネルギー等導入促進対策費補助金交付申請書の補助事業の内容欄記載のとおりとする。
2. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費又は補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

(1) 設備導入事業

補助事業に要する経費	107,115,750円
補助対象経費	107,115,750円
補助金の額	53,557,875円

補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額は、次のとおりとする。

(その費目)

(単位：円)

費目	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助金の額
1. 設計費	0	0	0
2. 機械装置等購入費	72,152,000	72,152,000	36,076,000
3. 工事費	29,863,000	29,863,000	14,931,500
4. 諸経費	0	0	0
5. 消費税	5,100,750	5,100,750	2,550,375
合計	107,115,750	107,115,750	53,557,875

(2) 普及啓発事業

補助事業に要する経費	110,250円
補助対象経費	110,250円
補助金の額	55,125円

補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額は、次のとおりとする。

(その費目)

(単位：円)

費目	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助金の額
1. 謝金	0	0	0
2. 旅費	0	0	0
3. 庁費	105,000	105,000	52,500
4. 消費税	5,250	5,250	2,625
合計	110,250	110,250	55,125

3. 補助金の額の確定は、配分された補助対象経費の費目ごとの実支出額に補助率を乗じて得た額と、これらに対応する補助金の額（変更された場合は、変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額とする。
4. 地方公共団体等は、以下の交付条件に従って補助事業を実施しなければならない。
 - (1) 地方公共団体等は、地域新エネルギー等導入促進対策費補助金交付規程（平成19年4月1日平成19年度規程第 号。以下「交付規程」という。）、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行うべきこと。
 - (2) 地方公共団体等は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第4による遅延等報告書を機構に提出し、その指示を受けるべきこと。
 - (3) 地方公共団体等は、交付規程第9条第1項各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。
 - (4) 地方公共団体等は、補助事業の実施に関し契約をする場合において、補助事業の運営上競争入札によることが著しく困難又は不相当である場合を除き、競争入札によるべきこと。
 - (5) 地方公共団体等は、機構が補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、機構の指示に従うべきこと。
 - (6) 地方公共団体等は、機構が交付規程第16条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取消したときは、これに従うべきこと。
 - (7) 地方公共団体等は、機構が交付規程第12条第3項の規定による補助金の返還を請求したときは、機構が指定する期日までに返還すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、交付規程第12条第6項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。
 - (8) 地方公共団体等は、機構が交付規程第16条第4項の規定による補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、機構が指定する期日までに返還するとともに、交付規程第16条第5項の規定に基づき、加算金を併せて納付すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、交付規程第16条第6項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。
 - (9) 地方公共団体等は、機構が補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずべきこと。
 - (10) 地方公共団体等は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、善良なる管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。
 - (11) 地方公共団体等は、交付規程第19条第3項及び第20条第3項の規定に基づく取得財産等の処分により収益が生じたときは、機構の請求に応じ、その収入の全部又は一部（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を納付すべきこと。

- (1 2) 地方公共団体等は、交付規程第 8 条の規定に基づく当該交付の決定に係る申請の取下げをしようとするときは、機構に報告しなければならない。
- (1 3) 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付規程の定めるところにより、消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額することとなる。ただし、交付申請書において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでない場合に適用する。
- (1 4) 地方公共団体等は、機構が必要と認めて指示したときは、取得財産等の利用状況等について、機構に報告しなければならない。また、間接補助事業による取得財産等についても同様とする。なお、詳細については、機構が別途指示するものとする。

5. 地方公共団体等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び交付規程の定めるところに従わなければならない。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること。また、間接補助事業者等の不正経理等の防止に万全を期すこと。

- (1) 適正化法第 19 条の規定による交付決定の取消、第 19 条の規定による補助金等の返還及び第 20 条第 1 項の規定による加算金の納付。
- (2) 適正化法第 29 条から第 32 条までの規定による罰則。
- (3) 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
- (4) 機構の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- (5) 補助事業者等の名称及び不正内容の公表。

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とすること。

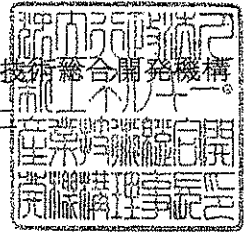
※独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の地域新エネルギー等導入促進対策費補助金は、経済産業省が定めた地域新エネルギー等導入促進対策費補助金交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金を地方公共団体等に交付するものです。

別添 /

07002869-0
平成20年3月7日

岐阜県
知事 古田 肇 殿

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長 村田 成



確定通知書

確定検査の結果、下記のとおり額を確定したので通知します。

記

- 1 補助事業の名称 地域新エネルギー等導入促進事業
平成19年度 地域新エネルギー等導入促進対策費補助金補助事業
- 2 補助事業期間 平成19年7月6日 ～ 平成20年2月25日
- 3 検査日 平成20年3月7日
- 4 確定額

費目	補助金交付 決定額(円)	決算額(円)			補助金の確 定額(円)
		補助対象費用	補助率	補助金	
1 設備導入費	42,331,695	84,663,390	1/2 以内	42,331,695	42,331,695
2 普及啓発事業費	55,125	94,500	定額	55,125	55,125
合計	42,386,820	84,757,890		42,386,820	42,386,820
備考					

以上

